

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例

改正後	改正前
<p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例</p> <p>平成二十四年三月二十三日条例第二号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第七項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び特別保護指定区域に知事が設置する標識の寸法について定めるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例</p> <p>平成二十四年三月二十三日条例第二号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第七項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び特別保護指定区域に知事が設置する標識の寸法について定めるものとする。</p> <p>以下 略</p>